

営繕工事における情報共有システムについて

茨城県土木部営繕課においては、建設現場の働き方改革、生産性向上に資する取組みとして、情報共有システムを令和2年8月から試行活用しておりましたが、いままでの試行状況等を踏まえ、令和5年4月に制定した「営繕工事における情報共有システム実施要領」を令和7年4月に改定しました。

実施要領の概要

○目的

- ・茨城県土木部が発注する営繕工事において、情報共有システムを実施するにあたり必要な事項を定めるもの

○対象工事

- ・茨城県土木部が発注する全ての営繕工事
(ただし、活用による生産性向上が見込まれない場合を除く)

○システムの機能要件

- ・「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を満たすもの

○対象とする工事帳票

- ・情報共有システム対象書類一覧表のとおり

○検査におけるシステムの活用

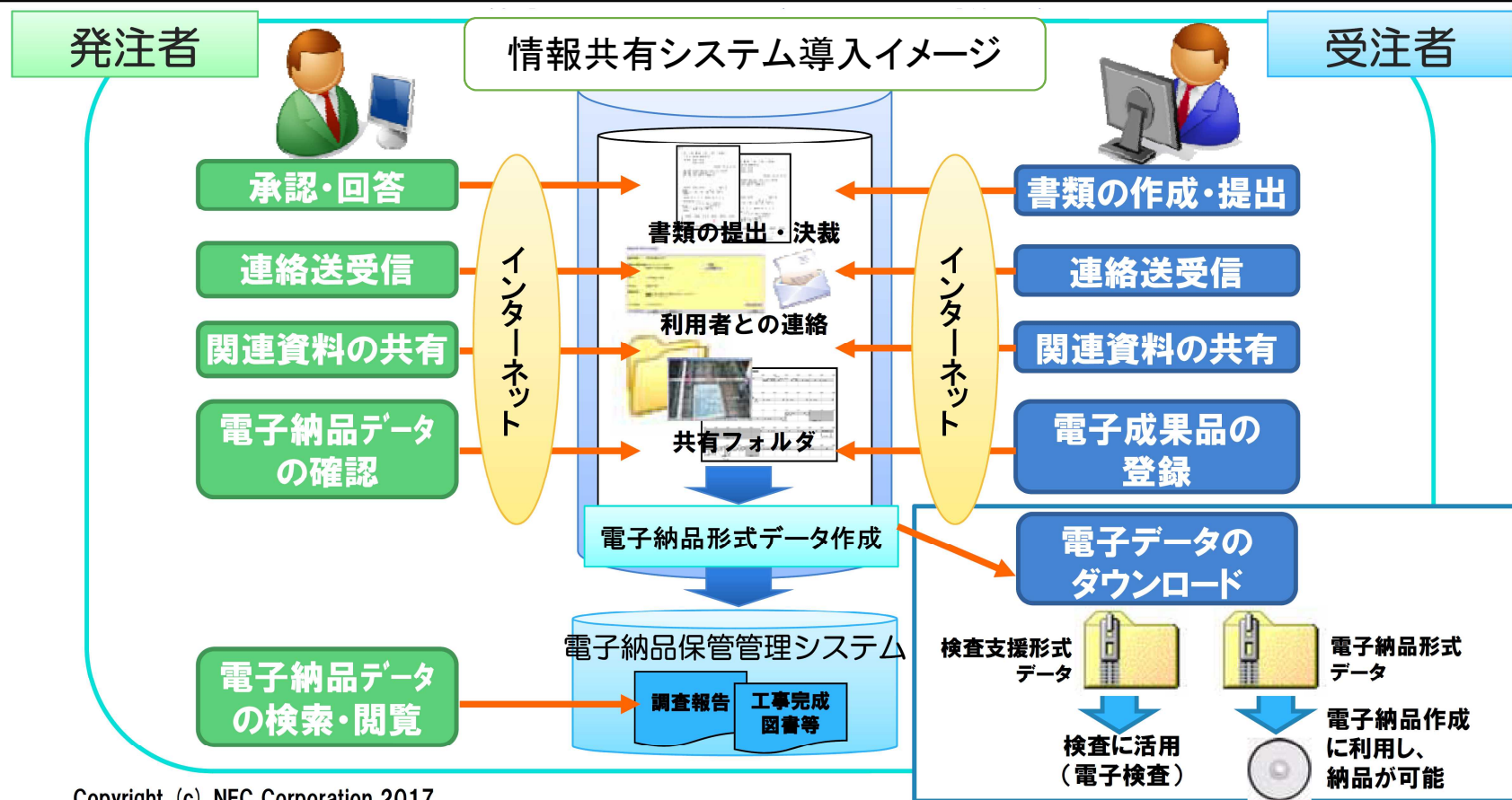
- ・システムで処理を行った工事帳票は電子データにて検査の実施が可能

○納品におけるシステムの活用

- ・システムで処理を行った工事帳票は電子媒体(CD-R等)での納品とする。

情報共有システムとは

- ・受発注者間の工事施工に関わる文書・写真・図面等の様々な情報を共有・交換するためのシステム。
- ・インターネットを介して文書発議や決裁、打合せ等が可能で、システムに蓄積された文書データを自動で電子納品することが出来る。 → 建設業の生産性向上、管理コスト縮減が目的。



情報共有システム活用の流れ

